

吉川市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則

平成 16 年 3 月 29 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 章第 1 節の規定に関する手続については、法、都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)及び都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開発許可申請書の添付書類)

第 2 条 法第 30 条第 1 項の申請書に添付すべき書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省令第 16 条第 2 項の設計説明書 設計説明書(設計内容書)([様式第 1 号](#))
- (2) 省令第 17 条第 1 項第 4 号の資格を有する者であることを証する書類 設計者の資格に関する書類([様式第 2 号](#))

2 法第 30 条第 1 項の申請書には、同条第 2 項に規定する書面及び省令第 17 条第 1 項に規定する図書のほか、次に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。)に係る場合にあっては、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。

- (1) 開発区域内の土地の公図の写し
- (2) 法第 33 条第 1 項第 14 号の同意をした者の印鑑証明書
- (3) 申請者の業務経歴書及び所得税(法人にあっては、法人税)の前年度の納税証明書
- (4) 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(開発許可を受けた者の遵守事項)

第 3 条 法第 29 条第 1 項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書([様式第 3 号](#))により、その旨を市長に届け出ること。
- (2) 工事の現場の見やすい箇所に、都市計画法に基づく開発行為の許可標識([様式第 4 号](#))により、許可があった旨の表示をしておくこと。
- (3) 工事の現場には、設計図書を備えておくこと。
- (4) 市長が指定する工程に達したときは、速やかに、その旨を市長に届け出ること。
- (5) 工程の主要な部分は、写真で記録しておくこと。

2 前項第 4 号の規定による届出があった場合において、市長が当該工事に係る中間検査を行う必要があると認めるときは、当該届出をした者は、速やかに当該中間検査を受けるものとする。

3 前項の中間検査を受けようとする者は、あらかじめ、中間検査依頼書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図(縮尺 20,000 分の1以上のもの)
- (2) 土地利用計画図(縮尺 10,000 分の1以上のもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(既存の権利の届出)

第4条 法第34条第13号の規定による届出は、既存権利届出書(様式第6号)を市長に提出して行わなければならない。

2 既存権利届出書には、届出をしようとする者が土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していることを証する書面(当該届出に係る土地が農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地である場合は、当該届出に係る土地について同法第5条第1項又は第73条第1項の許可があったことを証する書面を含む。)を添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により既存権利届出書を提出した者が法第34条第13号に規定する者に該当すると認めるときは、既存権利届出受理通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(変更の許可の申請)

第5条 法第35条の2第2項の申請書は、開発許可事項変更許可申請書(様式第8号)とする。

2 開発許可事項変更許可申請書には、省令第28条の3前段に規定する図書のほか、第2条第2項各号に掲げる書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第6条 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発許可事項変更届出書(様式第9号)を市長に提出して行わなければならない。

(変更の許可を受けた者等の遵守事項)

第7条 第3条第1項第2号から第5号までの規定は、法第35条の2第1項の変更の許可を受けた者及び同条第3項の規定による軽微な変更の届出をした者の遵守事項について準用する。

(工事完了の届出書の添付図面等)

第8条 省令第29条の工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 公共施設を表示した平面図(縮尺 500 分の1以上のもの)
- (3) 第3条第1項第5号の規定により作成した写真
- (4) 確定測量図(縮尺 250 分の1以上のもの)

(公告前の建築等承認申請)

第9条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、公告前建築等承認申請書(様式第10号)に次に掲げる図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図(縮尺 20,000 分の1以上のもの)

- (2) 開発許可に係る土地利用計画図
- (3) 建築物又は特定工作物の配置図(縮尺 100 分の1以上のもの)
- (4) その他市長が必要と認めたもの
(建築物の特例許可の申請)

第 10 条 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書([様式第 11 号](#))に次に掲げる図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる図面
- (2) 建築物の平面図(縮尺 100 分の1以上のもの)
- (3) 建築物の立面図(縮尺 100 分の1以上のもの)
- (4) その他市長が必要と認めたもの
(予定建築物等以外の建築等許可の申請)

第 11 条 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書([様式第 12 号](#))に前条各号に掲げる図面等を添付して市長に提出しなければならない。

(建築行為等許可申請)

第 12 条 省令第 34 条第 1 項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書には、同条第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- (1) 建築物又は第 1 種特定工作物の配置図(縮尺 100 分の1以上のもの)
- (2) その他市長が必要と認めたもの
(通知書の様式)

第 13 条 次の各号に掲げる場合の通知書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 29 条第 1 項の許可をするとき 開発行為許可通知書([様式第 13 号](#))
- (2) 法第 29 条第 1 項の許可をしないとき 開発行為不許可通知書([様式第 14 号](#))
- (3) 法第 35 条の 2 第 1 項の許可をするとき 開発許可事項変更許可通知書([様式第 15 号](#))
- (4) 法第 35 条の 2 第 1 項の許可をしないとき 開発許可事項変更不許可通知書([様式第 16 号](#))
- (5) 第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可をするとき 建築物特例許可通知書([様式第 17 号](#))
- (6) 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可をしないとき 建築物特例不許可通知書([様式第 18 号](#))
- (7) 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可をするとき 予定建築物等以外の建築等許可通知書([様式第 19 号](#))
- (8) 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可をしないとき 予定建築物等以外の建築等不許可通知書([様式第 20 号](#))
- (9) 法第 43 条第 1 項本文の許可をするとき 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可通知書([様式第 21 号](#))

(10) 法第 43 条第 1 項本文の許可をしないとき 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設不許可通知書([様式第 22 号](#))
(地位の承継承認申請)

第 14 条 法第 45 条の承認を受けようとする者は、開発許可地位承継承認申請書([様式第 23 号](#))に次に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。))に係る場合にあっては、第 2 号に掲げる書類を除く。)を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類
- (2) 申請者の業務経歴書及び所得税(法人にあっては、法人税)の前年度の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(開発登録簿の様式)

第 15 条 法第 46 条の開発登録簿は、開発登録簿(調書)([様式第 24 号](#))により調製するものとする。
(開発登録簿の写しの交付申請)

第 16 条 法第 47 条第 5 項の請求をしようとする者は、開発登録簿写し交付申請書([様式第 25 号](#))を市長に提出しなければならない。
(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

第 17 条 省令第 60 条の規定により法第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を請求しようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書([様式第 26 号](#))を市長に提出しなければならない。

2 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書には、位置図その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
(申請の取下げ)

第 18 条 法第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項ただし書、第 42 条第 1 項ただし書若しくは第 43 条第 1 項の規定による許可の申請、法第 37 条第 1 号若しくは第 45 条の規定による承認の申請又は省令第 60 条の規定による証明書の交付の請求を取り下げようとする者は、申請取下書([様式第 27 号](#))を市長に提出しなければならない。
(工事取りやめの届出)

第 19 条 法第 41 条第 2 項ただし書、第 42 条第 1 項ただし書又は第 43 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、これらの処分に係る工事を取りやめたとき(工事に着手する意思を有しなくなったときを含む。)は、遅滞なく、工事取りやめ届出書([様式第 28 号](#))にこれらの許可に係る許可通知書を添付して、市長に提出しなければならない。
(身分証明書の様式)

第 20 条 法第 82 条第 2 項の証明書は、身分証明書([様式第 29 号](#))とする。
(許可申請書等の提出部数)

第 21 条 次に掲げる申請書等の提出部数は、それぞれ2部とする。

- (1) 法第 30 条の申請書
- (2) 中間検査依頼書
- (3) 既存権利届出書
- (4) 開発許可事項変更許可申請書
- (5) 開発許可事項変更届出書
- (6) 省令第 29 条の工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書(1部については、第8条第3号に掲げる写真の添付を要しない。)
- (7) 公告前建築等承認申請書
- (8) 建築物特例許可申請書
- (9) 予定建築物等以外の建築等許可申請書
- (10) 省令第 34 条の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書
- (11) 開発許可地位承継承認申請書
- (12) 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書
- (13) 申請取下書
- (14) 工事取りやめ届出書
- (15) 省令第 32 条の開発行為に関する工事の廃止の届出書

附 則

この規則は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 44 号)

この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 24 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の吉川市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の規定による様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附 則(平成 28 年3月 31 日規則第 22 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規定による様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。